

□■受験対策ミニ講座 5号 2019□■

巨大な台風が続けてやってきて各地に大きな被害をもたらしました。被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。災害福祉は全ての人に共通する福祉課題として、ますます重要になっていくことが実感されます。今回の災害に対する募金箱があちこちに置かれていますが、10月は赤い羽根共同募金の季節でもあります。共同募金は社会福祉法の「地域福祉」の章に明記されており、災害支援とも深く関連します。

【模擬問題 2】 _____

共同募金に関して正しいものを3つ選びなさい。

- 1 共同募金は、市民の自発的な募金運動として米国で始められた。
- 2 日本の共同募金は、大正10年に長崎の社会事業協会が行ったのが最初である。
- 3 全国一斉の共同募金は、社会福祉事業法によって法制化された。
- 4 共同募金は、社会福祉法に定められた第二種社会福祉事業である。
- 5 共同募金は、社会福祉法人共同募金会以外の者も行うことができる。

正解と解説は最後に記載しています。

■Plus Column

【寄付の文化と共同募金】

“誰もが知っている赤い羽根”ですが、実はいろいろな科目の選択肢としてたびたび登場する“超”頻出項目です。第一種社会福祉事業となった歴史や配分方法など、基本的なことを理解しておく、試験に役立つ知識となります。

共同募金の語源は community chest。直訳すると「コミュニティ箱」でしょうか。コミュニティに箱を置いて余裕のある人が募金し、必要な人は必要な金額だけを持っていく、という発想で始められたといわれています。募金した人が胸に赤い羽根をつけることも米国で始められましたが、現在では日本独自の風景だそうです。鶏の羽を使うことへの疑問の声もありますが、鳥の羽は自然に生え替わるものなので、廃物利用ともいわれます。

日本の共同募金は毎年10月から開始され、12月は「歳末たすけあい運動」として実施されます。街頭募金がおなじみですが、最も募金額が多いのが戸別募金で、他にも法人募金や学校募金、職域募金なども行われています。

戦後に始まった全国一斉募金活動の背景には、日本に寄付文化を根付かせようという連合軍最高司令部 GHQ の指導があったとされます。実施主体は社会福祉法人共同募金会ですが、地域の社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会などの団体が協力し展開されていることは、皆さんも目にしていることと思います。

日本には、どのような文化として根付いたのでしょうか。「ソーシャルワークのグローバル定義」から考えても興味深いテーマのように思います。

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【模擬問題 2：解説と正解】

社会福祉法の第 112 条から第 130 条に目を通して、共同募金の配分は共同募金会に置かれた配分委員会が行う、配分先に国及び地方公共団体は含まれない、災害時に備えて寄付金の一部を積み立てる「準備金」制度があることなども確認しておきましょう。

1 ○

2 ○

3 ○

4 × 社会福祉法に定められた第一種社会福祉事業です。

5 × 社会福祉法人共同募金会以外の者は、行うことができません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus